

## 社労士そよかぜ通信 NO.14

就職先が決まらないで卒業する新卒者に1ヶ月間の体験雇用！

### <新卒者体験雇用事業>

大変な就職氷河期に直面してしまった今年3月卒業予定者！大卒者の就職内定率は昨年末で前年同期に比べ、7.4%低下して73.1%、高校生は9.9%下がって68.1%だそうです。「いくつも内定もらって断るのに苦勞する」などと言っていた卒業生が、2年ほど前には多くいたと思うと嘘のようです。

**新卒者体験雇用**とは平成22年3月卒業(予定)で就職が決まっていない学生を**1ヶ月だけ体験雇用**させて、その後の正規雇用につなげてもらおうという事業です。体験雇用を受け入れた事業主には終了後に**奨励金が8万円支給**されます。



### 割増賃金算定基礎額の算定

残業代支払いの基礎の時給はどう計算していますか？

割増賃金については、労働基準法で**算定の基礎に含めない賃金**というものが限定的に決められています。

それは「**家族手当**」「**通勤手当**」「**別居手当**」「**子女教育手当**」「**住宅手当**」「**臨時に支払われた賃金**」「**1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金**」の7つのみです。これ以外の手当で、例えば役職手当や資格手当などは基本給と足して計算します。

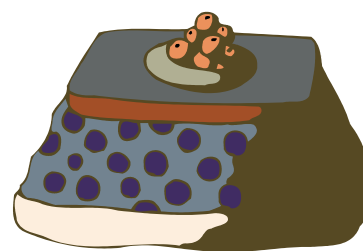
残業代を安くするために、手当てに振り分けて基本給を低くしているというのは通らないのです。

基本給+諸手当(7つ以外)

**時間外手当** =  $\frac{\text{1箇月平均所定労働時間}}{\text{1箇月平均所定労働時間}} \times 1.25$  (休日出勤は1.35)

### ゆんたくコーナー

立春を過ぎたと言っても、まだまだ寒い日が続いています。人間の皮膚感覚というのは不思議なもので、暖かいといわれる土地でも、その土地なりの気温の差に、ちゃんと寒いと感じるようになるものなのです。沖縄に住むようになった最初の冬はセーターすら着ることはなかったのですが、二年目はちゃんとその土地の寒さ(?)を感じるようになり、セーターもコートも着るようになっていました(笑)。一年目の冬は市場のおばあが電気ストーブにあたっているのを見て、「そりゃ違うでしょ！」と突っ込みをいれたくなるほどでしたが、結構地元の方は、ストーブやエアコンを使い、ダウンジャケット、マフラー、ブーツまで身に付けています。一年中アロハシャツを着ているわけではないのですよ。



池田孝子社会保険労務士事務所

〒811-0202

福岡市東区和白 4-20-10-701

TEL092-608-4165 FAX092-405-0232